

「第296回判例・事例研究会」

接見禁止の裁判に対する準抗告における
罪証隠滅のおそれの判断基準

日 時	令和元年5月15日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 水 口 瑛 介

【判例】

事件の表示	事 件 名 接見等禁止の裁判に対する準抗告棄却決定 に対する特別抗告事件 裁 判 所 最高裁判所 判 決 平成31年3月13日 判決
事案の概要	傷害致死被告事件 平成30年4月20日 起訴 (第1回公判期日まで接見禁止) その後、公判前整理手続により、争点が責任応力に絞られた。 平成31年2月7日 接見禁止解除の申請→却下 平成31年2月18日 接見禁止の取消し又は接見禁止の一部解除を求めて準抗告の申立て→棄却 その後、本件特別抗告の申立て
判 旨 (要旨)	「本件では、公判前整理手続において、弁護人の予定主張が明示され、主な争点が責任能力の有無、程度に絞られたこと、争点に関する証人として、起訴前鑑定をした医師とA医師のほか、犯行を目撃した被害者の妻らが予定されて

いること、A医師については、接見等禁止の一部解除の申請に対する検察官の意見者において、接見等を行う必要性がないとしているだけで、接見等による罪証隠滅のおそれに関する事情は主張されていないことが指摘できる。

以上によれば、少なくともA医師については、特段の事情がない限り、被告人が接見等により実効的な罪証隠滅に及ぶ現実的なおそれがあるとはいえず、また、連日的な集中審理の後半に向けた準備を行う必要性が高いといえる。さらに、被告人の妹ら他の関係者についても、勾留に加えて接見等を禁止すべき程度の罪証隠滅のおそれの有無に関し、原決定が具体的に検討した形跡は見当たらない。

以上のおり、原検定には、刑訴法81条、426条の解釈適用を誤った違法があり、これが決定に影響を及ぼし、原決定を取り消さなければ著しく正義に反するものと認められる。」

以上